

37 職員健康診断項目

職員健康診断項目

1 採用時健康診断（根拠：労働安全衛生規則第43条）

- ・職員採用後、直ちに健康診断を実施するか。又は健康診断書（3か月以内）を提出させること。
- ・給食従事員については、その雇入れ又は配置替えの際、検便による健康診断を行うこと（規則第47条）

2 定期健康診断（根拠：労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条）

年間1回以上（深夜勤務を行う者は半年に1回以上）定期健康診断を実施すること。

健康診断項目

項目	対象者	備考
ア 既往歴及び業務歴の検査 イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ウ 身長、体重、視力及び聴力の検査 エ 胸部エックス線検査及びかくたん検査 （採用時、かくたん検査除く） オ 血圧の測定 カ 尿検査（尿中の糖及び蛋白）	全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・身長については20歳以上の者は省略可 ・聴力検査については、35歳、40歳及び45歳以上はオーディオメータで1000・4000ヘルツの検査が必要、それ以外は医師が適当と認める方法で可 ・深夜勤務者の2回目の聴力検査については、医師が適当と認める方法で可 ・かくたん検査については、胸部エックス線検査で病変がなければ省略可 ・胸部エックス線検査及びかくたん検査については、深夜勤務者であっても、年1回で可 ・尿中の糖については、血糖検査実施時は省略可
キ 貧血検査（血色素量、赤血球数） ク 肝機能検査 （GOT・GPT・r-GTP） ケ 血中脂質検査 〔総コレステロール トリグリセライド HDLコレステロール〕 コ 血糖検査 サ 心電図検査	医師の判断により35歳を除く40歳未満の者は省略可	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜勤務者の2回目の健康診断においては、省略可

採用時の健康診断では、検査項目の省略はできません。また、聴力検査についてもオーディオメータでの検査が必要です。

健康診断結果に基づき、個人表を作成して施設において保存してください。